

学生生活に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この学生生活に関する申し合わせは、学生委員会内規第1条第4項の規定に基づき、学生が健全かつ安全な学生生活を送るための環境整備に必要な事項を定めることを目的とする。

(勧誘活動等)

第2条 学生又は学生の団体は、アンケート活動や営業等を含む、全ての勧誘活動を本学構内で行ってはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。

2 本学構内で勧誘活動を行うときは、あらかじめ大学の許可を得て、大学の指示のもと行わなければならない。大学構内で行える勧誘活動とは、原則として、学事日程に定められている特定の行事を指す。

(立看板及び掲示物等)

第3条 学生又は学生の団体は、本学構内に立看板を設置、又は文書、チラシ及び新聞等(以下「文書等」という。)を掲示してはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。大学構内で設置、掲示できる立て看板及び掲示物とは、原則として、学事日程に定められている特定の行事に関するものを指す。

2 本学構内で立て看板を設置、又は文書等を掲示する場合は、学生委員会において事前に活動が承認されていることが前提であり、公認サークルにあつてはサークル名を、個人及び公認サークル以外の団体にあつては、本学学生である掲示責任者の所属又は団体名を当該立看板又は掲示物等に記載しなければならない。また内容については、学生委員会の指示の下学生支援課の承認を得なければならない。

3 すべての承認を得た上で、本学構内で立看板を作製しようとするときは、大学の指示に基づき所定の場所で作製しなければならない。

4 設置・掲示の期間を経過したときは、設置・掲示を行った者は、速やかに立看板・掲示物を撤去しなければならない。

5 立看板及び掲示物は、営利目的、虚偽の内容、他者のプライバシーの侵害、特定の個人もしくは団体等への誹謗中傷又は名誉毀損にあたらぬもので、公序良俗に反しないものでなければならない。

6 立看板及び掲示物は、倒壊の危険や通行妨害がないよう、安全に配慮して設置しなければならない。

7 立看板及び掲示物が、前3項の規定に反していると大学が判断したときその他大学が必要と認めた場合は、当該立看板及び掲示物を撤去することがある。

(文書等の配布)

第4条 学生又は学生の団体は、本学構内において文書等を配布してはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。大学構内で行える文書等の配布とは、原則として、学事日程に定められている特定の行事に関するものを指す。

2 本学構内で文書等を配布する場合は、学生委員会において事前に活動が承認されていることが前提であり、公認サークルにあってはサークル名を、個人及び公認サークル以外の団体にあっては、本学学生である配布責任者の所属又は団体名を当該文書等に記載しなければならない。また内容については、学生委員会の指示の下学生支援課の承認を得なければならない。

3 すべての承認を得た上で、文書等の配布を行う際は、大学の指示に基づき、指定の時期及び場所にて配布を行わなければならない。

4 文書等の配布は、手渡しとし、受け取る意思のない者への強要を行ってはならない。

5 配布する文書等は、営利目的、虚偽の宣伝、他者のプライバシーの侵害、特定の個人もしくは団体等への誹謗中傷又は名誉毀損にあたらぬもので、公序良俗に反しないものでなければならない。

(施設の貸出し)

第5条 学生又は学生の団体が、会合その他の目的で本学施設を利用するときは、あらかじめ大学の許可を得なければならない。

2 大学は、前項の許可の申請が次の各号の一に該当する場合は、同項の許可をしないことがある。

(1) 本学施設の利用目的が公序良俗に反する恐れがあるとき。

(2) 入場料その他の料金を徴収しようとするとき。

(3) 授業の妨げになる恐れがあると認められるとき。

3 大学は、次の各号の一に該当するときは、第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 大学が本学施設を利用しなければならない緊急の必要が生じたとき。

(2) 借用願の記載事項に虚偽の記載があったとき。

(3) 前項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) その他大学が必要と認めたとき。

(学生証の提示)

第6条 学生は、学生証を常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(遵守事項)

第7条 学生は、本学構内において喫煙及び飲酒をしてはならない。

- 2 学生は、本学構内において物品の販売及びこれと同視すべき行為をしてはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
- 3 学生は、大学の施設、設備及び備品を占有してはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
- 4 学生は、学内施設の電源を使用して、私物の電子機器の使用及び充電をしてはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
- 5 学生は、自転車、バイク、乗用車等、公共交通機関及び徒歩以外での通学をしてはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
- 6 学生は、横断幕、垂れ幕、ステッカー等を施設、植栽等に設け又は掲げてはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
- 7 学生は、本学構内及び大学周辺で拡声器、楽器等を使用してはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
- 8 学生は、衛生環境の維持及び改善に努め、ゴミの放置などをしてはならない。
- 9 学生は、常に安全確保に努め、危険行為及び他人への迷惑行為をしてはならない。

(改廃)

第8条 この申し合わせの改廃は、学生委員会の議を経て、学生支援センター長が行う。

附則

この申し合わせは、2022年4月1日から施行する。

附則（記載内容の明確化に伴う改正）

この申し合わせは、2025年4月1日から施行する。